

2. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

2. (1)

■中期目標

(1) 組織の見直し

組織については、業務の質的・量的な変化に常に的確に対応できる効率的かつ機動的な体制となるよう見直しを行いながら、適切に運営する。

なお、国鉄清算事業西日本支社吹田事務所については、吹田貨物ターミナル駅開業後、残業務の状況を見極めた上で、中期目標期間中に廃止する。

■中期計画

(1) 組織の見直し

業務の質的・量的な変化を適切に把握して、組織見直しに関する具体的な計画を策定し、弾力的な組織の編成、運営の効率化等を図る。

なお、国鉄清算事業西日本支社吹田事務所については、吹田貨物ターミナル駅開業後における残業務の状況を見極めた上で、中期目標期間中に廃止する。あわせて、国鉄清算事業西日本支社については、業務の進捗状況を踏まえ、人員の合理化を進める。

■平成 25 年度計画

(1) 組織の見直し

平成 25 年度における組織体制については、業務の進捗等に対応した合理的、機動的な組織の編成、運営の効率化等を図る。

■年度計画における目標設定の考え方

効率性の高い業務運営に当たっては、その実現に向けてどのような組織体制で取り組んでいくのかを明確にすることが重要であるという認識の下、当該年度の事業内容及び事業規模に対応した合理的、機動的な組織の編成、運営の効率化等を図ることとした。

■当該年度における取組み

「平成 25 年度組織改正計画」を受けて、各業務の進捗等に対応した合理的、機動的な組織の編成、運営の効率化を図るため、本社及び地方機関の組織の設廃を行った。

■中期目標達成に向けた見通し

平成 26 年度以降も引き続き、業務の質的・量的な変化に的確に対応し、機動的、かつ、弾力的な組織の編成、運営の効率化等を図っていくことで中期目標を達成することは可能と考えている。

2. (2)

■中期目標

(2) 経費・事業費の削減

業務運営に当たっては法人の自主性、自律性をもって業務を遂行するとともに、法人の不断の経営努力により、効率性の高い業務運営を図る。

一般管理費については、中期目標期間の最終年度（平成29年度）において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）比で15%程度に相当する額を削減する。

また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表する。

なお、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

さらに、事業費については、中期目標期間の最終年度（平成29年度）において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）比で5%程度に相当する額を削減する。

上記に加え、内航海運活性化融資業務については、機構の資金調達額及び日本内航海運組合総連合会（以下「内航総連」という。）への貸付額は年々漸減していくことから、貸付金の規模も踏まえつつ業務運営の効率化を図り、同融資業務に係る職員、契約職員及び経費の削減を行うものとする。

■中期計画

(2) 経費・事業費の削減

一般管理費については、業務量に対応した合理的、機動的な組織の再編、効率性の高い業務運営等を行うことにより、中期目標期間の最終年度（平成29年度）において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）比で15%程度に相当する額を削減する。

また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表する。

なお、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

さらに、事業費については、1. (1) ④中の鉄道建設コストの縮減に係る取組みや契約方式の改善等を通じて事業の効率化を推進することにより、中期目標期間の最終年度（平成29年度）において、前中期目標期間の最終年度（平成24年度）比で5%程度に相当する額を削減する。

上記に加え、内航海運活性化融資業務については、貸付金の規模も踏まえ、同融資業務を取り巻く環境等を勘案しつつ、業務運営の効率化を図り、国において将来の輸送量、船腹量の推計に基づき策定・公表されている資金管理計画（以下、「資金管理計画」という。）を基に、中期目標期間中に同融資業務に係る職員を1人、契約職員を4人、経費についてもこれらに応じて削減を行う。

■平成25年度計画

(2) 経費・事業費の削減

一般管理費については、平成29年度において平成24年度比で15%程度に相当する額の削減を目指し、抑制を図る。

また、給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表する。

なお、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

さらに、事業費については、平成29年度において平成24年度比で5%程度に相当する額の削減を目指し、1.(1)④中の鉄道建設コストの縮減に係る取組みや契約方式の改善等の各種効率化を実施する。

内航海運活性化融資業務については、中期目標を達成することができるよう、貸付金の規模も踏まえ、同融資業務を取り巻く環境等を勘案しつつ、各職員の担務の見直し等業務運営の効率化を図る。

■年度計画における目標設定の考え方

1. 一般管理費

中期目標期間の1年目である平成25年度においては、最終年度(平成29年度)に平成24年度比で15%程度に相当する額を削減するとの中期目標を達成するため、一般管理費の削減を着実に進めることとした。

2. 給与水準

給与水準については、平成25年度計画において「国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果及び取組状況を公表する。」としているところであり、目標水準の達成に向けた計画的な取組みに努めることとした。

なお、総人件費についても、政府における総人件費削減の取組みを踏まえ、厳しく見直す。

3. 事業費

中期目標期間の1年目である平成25年度においては、最終年度(平成29年度)に平成24年度比で5%程度に相当する額を削減するとの中期目標を達成するため、鉄道建設コストの縮減に係る取組みや契約方式の改善等の各種効率化を実施することにより、事業費の削減を着実に進めることとした。

4. 内航海運活性化融資業務

平成10年5月、日本内航海運組合総連合会(以下「内航総連」という。)は、内航海運の活性化を図るため、昭和41年から船腹過剰対策として実施してきたスクラップ・アンド・ビルド方式による船腹調整事業を解消し、船舶を解撤等する者に対し解撤等する船腹量に応じ交付金を交付する一方、船舶を建造等する者から建造等

する船腹量に応じ納付金を納付させる内航海運暫定措置事業を、交付金と納付金の収支相償うまでの間、導入した。

内航海運活性化融資業務は、内航海運暫定措置事業の実施主体である内航総連が要する資金を低利で調達できるよう、その資金の一部について、機構が政府保証の下に金融機関から低利で調達し、これを内航総連に融資する業務である。

中期計画においては、国土交通省が発表している内航海運暫定措置事業の資金収支計画を基に、内航海運活性化融資業務の貸付金の残高や同業務を取り巻く環境等を勘案しつつ、各職員の担務の見直し等の業務運営の効率化を図り、中期計画期間において同融資業務に係る職員を1人、契約職員を4人、経費についてもこれらに応じて削減を行うこととしている。

■当該年度における取組み

1. 一般管理費

平成25年度計画予算における一般管理費（人件費（退職手当等を含む）、物件費を含む）は26,999百万円であり、平成24年度計画予算28,318百万円と比べ人件費の削減等により1,319百万円（△4.7%）の減となっている。

2. 給与水準

給与の支給基準については、鉄道建設技術などの高度な知識・技術を有する優秀な人材を確保するため、国家公務員と同程度の初任給とするとともに、人事院勧告を踏まえて行われる国家公務員の給与改定に準じた改定等を行ってきたところである。

（1）給与水準に関する検証

給与水準については、次の理由から国家公務員に比べて高くなっている。

①勤務地分布の特性

鉄道建設事業は、有期事業であり、余剰人員を抱えないために、大半の職員を対象として、事業の進捗、業務量の波動に対応しながら高い頻度（2～3年程度）で全国規模での人事異動を実施しているため、関連する手当が支給される者の割合が高くなっている。

【広域異動手当（異動前後の勤務箇所間の距離300km以上）を受給する職員の割合】

国家公務員：4.7%

機 構：16.7%

【地域手当（異動保障）の受給者の割合】

国家公務員：14.4%

機 構：19.9%

【単身赴任手当の受給者の割合】

国家公務員：8.3%

機 構：22.3%

②人員構成等による特性

業務のアウトソーシング等を積極的に進めてきた結果、管理的業務が中心となり、国家公務員に比べ管理職の割合が高くなっている。

【管理職の割合】

国家公務員：15.8%

機 構：21.7%

③人材確保の観点

日本で唯一、整備新幹線等の高速鉄道建設を担う機関として、当該業務の安定的な実施のため、専門的知識・技術を有する優秀な人材を確保する必要があること、また、鉄道建設事業の進捗に対応し、2～3年周期で全国異動をする必要があるなどの事情を考慮した給与体系になっている。

(2) 給与水準の適正化に向けた平成25年度の取組状況等

給与水準の適正化については、他の独立行政法人の取組状況も鑑み、国家公務員の給与の改定及び臨時特例に関する法律（平成24年法律第2号。以下「給与改定・臨時特例法」という。）に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置を通年で実施したほか、事務所限定職員及び社会人の採用を推進した。これらの取組みにより、国の給与水準を100とした場合のラスパイレス指数は、平成25年度においては、平成24年度の116.2から5.2ポイント減の111.0となった。

また、理事長の報酬については、国土交通事務次官の給与の範囲内であり、役員報酬については、給与改定・臨時特例法に基づく国家公務員の給与の見直しに関連した措置を平成24年4月から平成26年3月まで実施した。

(3) 検証結果及び取組状況の公表

平成24年度の給与水準に関する検証の結果及び取組状況については、総務大臣が定める「独立行政法人の役員の報酬等及び職員の給与の水準の公表方法等について（ガイドライン）」に基づき、平成25年6月にホームページで公表した。

3. 事業費

事業費の効率化として、1. (1) ④中の鉄道建設コストの縮減に係るコスト構造改善策を実施するとともに、線区の実情にあったより合理的な計画・設計等を実施するなどの取組みを行った。

平成25年度計画予算における事業費（勘定間繰入れを除く）は1,486,277百万円であり、平成24年度計画予算1,501,548百万円と比べ、整備新幹線整備事業の減等により15,271百万円（△1.0%）の減となっている。

4. 内航海運活性化融資業務

内航海運活性化融資業務においては、内航海運暫定措置事業の終了に向けて内航総連への貸付金が漸減していくことから、貸付金の規模に合わせて業務運営の効率化を図ることとしている。

そのため、平成25年度においては中期計画期間中における経費等の削減に向けて同業務の運営の効率化を図るべく、各職員の担務の見直しを行った。

■中期目標達成に向けた見直し

1. 一般管理費

中期目標達成を確実なものとするため、一般管理費について、より一層効率的な予算を策定するため、平成25年度に引き続き経費全般について見直しを行うとともに、更なる効率的な予算執行を行う。

以上のことから、中期目標を達成することは可能と考えている。

2. 給与水準

給与水準については、平成25年度計画において「国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、目標水準・目標期限を設定してその適正化に計画的に取り組む」としているところであり、継続的に取り組んでいく予定である。

3. 事業費

中期目標達成を確実なものとするため、事業費について、より一層効率的な予算を策定するため、平成25年度に引き続き経費全般について見直しを行うとともに、更なる効率的な予算執行を行う。

以上のことから、中期目標を達成することは可能と考えている。

4. 内航海運活性化融資業務

中期目標を達成するため、平成25年度に引き続き、これまで二課に跨って行わ

れていた内航船の建造情報の把握、内航総連の納付金・交付金の把握等について、徐々に効率化を行うことで一課の業務とし、中期計画期間中にそれらの業務に係る経費等の削減を行う予定である。

2. (3)

■中期目標

(3) 随意契約の見直し等

「随意契約等見直し計画」に基づく取組みを着実に実施し、その取組状況について公表するとともに、特に一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の見直しを行い、これらの取組状況について公表する。また、監事監査及び契約監視委員会等において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けるものとする。

なお、公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた国土交通省の入札談合に係る再発防止対策について、機構にも効果があるかどうかを検証し、必要に応じ更なるコンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等を実施し、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。

■中期計画

(3) 随意契約の見直し等

契約の透明性、競争性を確保する観点から、引き続き、「随意契約等見直し計画」を着実に実施するとともに、一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の更なる見直しを行い、一層の競争性の確保に努め、改善状況をフォローアップし、公表する。また、入札・契約の適正な実施について、監事監査及び契約監視委員会等のチェックを受ける。

なお、公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた国土交通省の入札談合に係る再発防止対策の検討状況を踏まえつつ、必要に応じ、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等を実施し、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。

■平成25年度計画

(3) 随意契約の見直し等

契約の透明性、競争性を確保する観点から、引き続き、「随意契約等見直し計画」を着実に実施するとともに、契約監視委員会での意見を踏まえつつ、一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の更なる見直しを行い、一層の競争性の確保に努める。また、入札・契約の適正な実施について、契約監視委員会等のチェックを受ける。

なお、公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた国土交通省の入札談合に係る再発防止対策の検討状況を踏まえつつ、必要に応じ、コンプライアンスの推進、入札契約手続の見直し等を検証する。

■年度計画における目標設定の考え方

契約の透明性、競争性を確保する観点から、平成22年度に策定した「随意契約等見直し計画」の取組状況及び入札・契約の適正な実施について契約監視委員会等のチェックを受けるとともに、一層の透明性、競争性を確保するため必要に応じ入札参加資格要件等について見直しを行うこととした。

■当該年度における取組み

1. 「随意契約等見直し計画」に関する取組み

- (1) 契約監視委員会の指摘を踏まえ、平成 22 年度に策定した「随意契約等見直し計画」において競争性のある契約方式に移行することとした契約については、平成 25 年度の契約においても競争性のある契約に移行した。
- (2) 競争性のない随意契約の削減に加え、一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の更なる見直しを行い、一層の競争性の確保に努めた。
- (3) 平成 24 年度契約については、「随意契約等見直し計画」に沿って実施されているかをフォローアップし、その結果を公表した（平成 25 年 8 月）。
また、「随意契約等見直し計画」を受けて、以下の取組みを行った。
 - ① 競争性のない随意契約の新規案件については、引き続き、原則として事前に契約監視委員会委員長の意見を聴取した。
 - ② 更新案件で平成 24 年度に引き続き 2 か年度連続で一者応札・一者応募となった案件については、その要因を分析し、原則として半期ごとに取りまとめ契約監視委員会に報告することとした。特に、事後点検の結果、改善の余地が無いものと報告した案件については、必ず契約監視委員会で事後点検を受けた。
 - ③ 一者応札・一者応募となった案件については、契約監視委員会の審議に付し、公告期間の拡大、資格要件の緩和などに努めた。また、資料の交付を受けたものの入札に参加しなかった者等に参加しなかった理由等のヒアリングを実施し、入札条件の見直しを実施した。
 - ④ 契約に係る情報については、ホームページ等での公表に努めているが、公共調達に適正化に基づく契約情報の公表項目の拡充をすることとし、更なる透明性の確保のための方策を実施した。

2. 平成 25 年度契約実績

- (1) 平成 25 年度の契約実績は表 2.3-1 のとおりである。平成 24 年度と比較し、共有船舶の建造量の増加等に伴い、競争性のない随意契約の件数及び金額は増加した。

表 2.3-1 平成24年度及び平成25年度契約実績

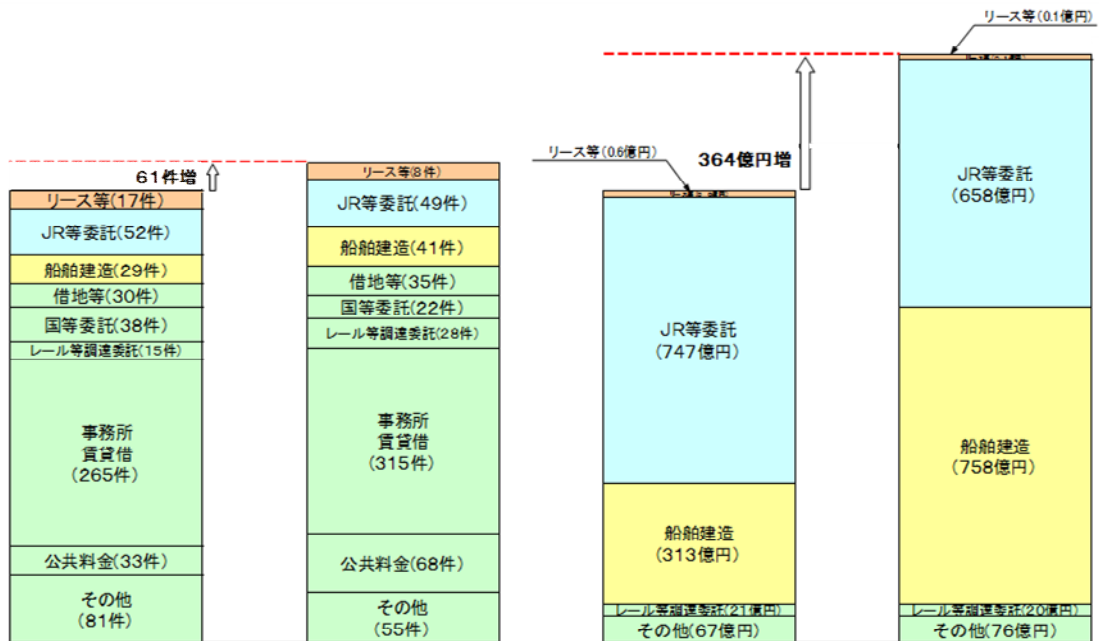
	平成24年度		平成25年度		増減	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
競争性のある契約	841件 (60.0%)	1,577億円 (57.9%)	713件 (53.4%)	1,364億円 (47.4%)	△128件 (△15.2%)	△213億円 (△13.5%)
競争性のない随意契約	560件 (40.0%)	1,148億円 (42.1%)	621件 (46.6%)	1,512億円 (52.6%)	61件 (10.9%)	364億円 (31.7%)
全契約	1,401件 (100.0%)	2,725億円 (100.0%)	1,334件 (100.0%)	2,876億円 (100.0%)	△67件 (△4.8%)	151億円 (5.5%)

表 2.3-2 競争性のある契約のうち一者応札・一者応募となった契約の状況

実績	平成24年度		平成25年度	
	件数	金額(億円)	件数	金額(億円)
競争性のある契約	841	1,577	713	1,364
うち一者応札・一者応募	(27.8%) 234	(16.4%) 258	(25.9%) 185	(6.7%) 92

【件数ベース】

【金額ベース】



平成24年度
560件

平成25年度
621件

平成24年度
1,148億円

平成25年度
1,512億円

図 2.3-1 平成24年度及び平成25年度における競争性のない随意契約の実績

(2) 競争性のない随意契約の主なもの及び移行困難な理由等は以下のとおりである。

① 鉄道事業者の営業線内で施工する委託工事

鉄道の運行の安全確保等の観点から当該営業線の運行主体である鉄道事業者

に委託する必要があるため、競争性のある契約へ移行することは困難である。

工事を委託するに当たり、機構で行った概算見積もりにより、委託費の妥当性について検証を行っている。協定締結後には、各年度末及び委託工事の完了時に鉄道事業者の工事における契約、支払い、出来形等の状況を確認のうえ、協定額を精算して支払いを行っている。

② 共有船の建造

民間の船主が事業採算性等の観点から最適な造船所を選定し、機構は共有建造という形態で当該船主に資金的支援を行うため当該造船所と契約を行うものであることから、競争性のある契約に移行することは困難である。

共有船の建造契約に当たり、船主が複数の造船所から見積書を提出させた上で選定した造船所の船価が機構の積算基準による予定価格の範囲内にあることを確認することにより、価格の妥当性を検証している。

③ 整備新幹線のレール等の調達委託

JR各社のレール調達を取りまとめているJR東日本等に委託することにより、機構が鉄道事業者以外の主体から調達する場合と比較して低廉な調達（10～20%程度のコスト縮減）が可能となっている。

3. 契約手続きの執行体制及び審査体制の整備状況

(1) 工事等の発注に当たっては、以下のとおり施行伺から入札までの一連の手続における執行体制及び審査体制のもと、契約手続きを行った。

- ・ 一般競争入札等の入札参加資格要件、総合評価方式、企画競争等の評価項目・評価基準については入札・契約手続運営委員会等の審議及び関係課の合議によるチェックを行った。
- ・ 予定価格の作成、契約書及び設計図書の作成等については複数課によるチェックを行った。

(2) 入札・契約手続きの事後の審査体制としては「入札・契約評価委員会」（平成25年6月、12月）において入札又は見積り合わせの結果の分析・評価等を行うとともに、第三者機関である「入札監視委員会」（平成25年9月及び平成26年3月）（注）において公正・中立の立場から入札・契約手続の運用状況等の審議を行った。

また、総合評価方式に係る技術提案の審査・評価を公正・中立に行うため、外部有識者の参画も得た「総合評価審査委員会」（委員長：理事（建設計画担当）、平成26年3月）において落札者の決定等について審査・評価を行うとともに、「同小委員会」（平成25年9月、平成26年3月）において個別工事の評価方法等について審査・評価を行った。

（注） 東ブロック委員長：出口尚明弁護士

西ブロック委員長：大谷種臣弁護士

特例業務所管組織の入札監視委員会委員長：出口尚明弁護士

- (3) 契約監視委員会を平成25年6月及び12月に開催し、「競争性のない随意契約」、「公益法人に対する平成24年度支出について」、「2年連続で一者応札・一者応募となった案件（平成24年度第3・4四半期及び平成25年度第1・2四半期契約）」の点検・見直しを行った。
- (4) 平成25年3月に「公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」を警察庁との間で締結し、必要に応じて警察と照会・回答等手続きを行った。
- (5) 「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」（平成24年法律第50号）に基づき調達方針を定め、ホームページに公表するとともに、調達方針に即した調達の実施を行った。
- (6) 公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた国土交通省の入札談合に係る再発防止対策の検討状況を踏まえ、平成25年度から当機構の地方機関に設置している技術審査会及び入札・契約手続運営委員会における審議資料の匿名化（マスキング）、審議終了後の審議資料の回収及び厳重な管理、開札直前の予定価格の作成など、入札契約手続きの見直しを行った。

■中期目標達成に向けた見直し

引き続き、「随意契約等見直し計画」を着実に実施するとともに、契約監視委員会での意見を踏まえ、一者応札・一者応募となっている案件については、契約条件等の更なる見直しを行い、一層の競争性の確保に努めていく予定である。

また、公正取引委員会からの改善措置要求（平成24年10月17日）を受けた国土交通省の検討状況を踏まえた対応を継続するとともに、北陸新幹線の消融雪機械設備工事の談合事案に関する再発防止対策を実施し、入札談合等に関与する行為の防止対策を徹底する。

■その他適切な評価を行う上で参考となり得る情報

北陸新幹線の消融雪機械設備工事における談合事案に関する再発防止対策として、入札不調案件に係る再入札機会の拡大、特別な事情により再度発注する場合の入札参加者への誓約書の義務付け及び公正入札等調査特別委員会の運営の見直しなどを実施した。

2. (4)

■中期目標

(4) 資産の有効活用

宿舎等の保有資産について、効率的な活用を図るとともに、利用実態等に照らして適切な場合には処分を行う。

■中期計画

(4) 資産の有効活用

宿舎等の保有資産について、「5. 重要な財産の譲渡等に関する計画」に従って、資産の処分及び集約化を図るほか、資産の効率的な活用を図る。

■平成 25 年度計画

(4) 資産の有効活用

宿舎、寮の集約化のため、こずかた寮、保土ヶ谷寮及び宿舎不用地（行田宿舎用地の一部）については売却手続きを進める。

■年度計画における目標設定の考え方

宿舎等の保有資産については、効率的な活用を図るため、売却が決定している資産について、売却時期に応じた所要の手続きを着実に進める。

■当該年度における取組み

1. こずかた寮

平成 22 年度に一般競争入札及び公募抽選、平成 23 年度に媒介業者を募る一般競争入札を行ったが、いずれも参加者がおらず、平成 24 年度に地方公共団体に対し売却の打診を行ったものの、買取りの申し出はなかった。そのため、平成 25 年度においては、不動産を評価し直した上で、再度、一般競争入札を行い、応募があった者に対し、平成 26 年 3 月に売却した。

2. 保土ヶ谷寮

平成 25 年度においては、土地売却に向けた測量を開始したものの、現況と登記上の境界との不一致等、売却のために関係者との調整に相当な時間を要することが判明したため、その解決に向けて横浜市、隣接者等との協議を行った。

3. 宿舎不用地（行田宿舎用地の一部）

平成 25 年度においては、土地に係る測量等、売却に向けた所要の手続きを進めた。

■中期目標達成に向けた見通し

・保土ヶ谷寮については、現況と登記上の境界との不一致等の問題に係る協議を進め

- る。
- ・ 宿舎不用地（行田宿舎用地の一部）については、売却に向けた手続きを着実に進める。